

平成23年度 第1回箕面市住居表示審議会 (資料)

日程第2 「水と緑の健康都市」区域の住居表示について

- 1 箕面市の住居表示について
- 2 「水と緑の健康都市」の事業概要と進捗について
- 3 森町東地区の丁目の区域（丁目割、丁目境界線）について

平成23年（2011年）4月27日

箕面市 市民部 窓口課

1 箕面市の住居表示について

《箕面市の住居表示の方式》

住居の表示方法（方式）は、「住居表示に関する法律」第2条に規定されているとおり、都道府県名、郡名、市町村名を冠するほかに、街区方式か道路方式かのどちらかの方法により表すこととなっています。

箕面市においては、資料1のとおり「箕面市住居表示実施基準」を定め、街区方式を採用しています。

街区方式とは、市域をある一定の面積を持つ町に区切り、その町の中もまた一定の面積の街区に細区分した上で街区符号を付し、その街区の中の建物に住居番号を付ける方法です。

従いまして、住所は、市名のあとに、町名、街区符号、住居番号をもって表します。その具体例は下記のとおりです。

◎ 町（〇丁目）

どなたもがわかりやすいように、道路、河川、鉄道等恒久的な施設で町の区域を区画し、町名を定めます。

⇒ （例）西小路四丁目

◎ 街区符号（〇〇番）

町の中の道路等を境として、さらにいくつか区画して、街区を設定します。その街区に、市役所等を中心とし、その中心に近い街区を起点として、一定の基準により順序よく街区符号を付けます。

⇒ （例）6番

◎ 住居番号（〇〇号）

街区の周囲を概ね10メートルごとに区切り、中心に近い街区の角を起点として、原則右まわりに番号を順次付けます。そして、建物の主な出入り口、又は通路に付けられた番号が、住居番号となります。

⇒ （例）1号

(住居表示例)

大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

大阪府 = 都道府県名

箕面市 = 市町村名

西小路四丁目 = 町名

6 番 = 街区符号

1 号 = 住居番号

2 「水と緑の健康都市」の事業概要と進捗について

(1) 事業名

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業

(町割全体図…資料2)

(2) 事業主体

大阪府

(3) 事業期間

平成8年度から平成27年度

(4) 愛称

箕面森町（みのおしんまち）

(5) 開発面積

313.5ha

(6) 計画人口・計画戸数

- ・ 計画人口 9,600人（平成23年3月末現在 1,075人）
- ・ 計画戸数 2,900戸（平成23年3月末現在 330戸）

(7) 事業目的

大阪都心部と国道423号バイパスの整備により直結される箕面北部地域において、北摂地域の交通網の整備と併せ、豊かな自然を享受できる居住空間を確保し、本都市にふさわしい施設を適切に配置することにより、世代を超えて誰もがいきいきと暮らせる健康で快適な都市環境の形成を図ることを目的とします。

(8) 基本方針

水と緑の健康都市は、「多世代が共に生きるまち（多世代共生）」、「自然と一体になった暮らし・環境と共に生きるまち（環境共生）」、「地域との交流・コミュニティが生まれ共に生きるまち（地域共生）」の3共生をテーマに、豊かな自然の中で誰もが生きがいを感じながら健康でいきいきと暮らせるまちの実現を方針とします。

(9) 整備計画

整備時期や区域のまとまり等を考慮し、3つの段階ごとに整備を行う。

○第1区域（約135ha）

大阪府が最初に造成し、先導的に市街化を図る地区。

（計画戸数 約1,200戸）

○第2区域（約62ha）

民間活力の導入により、計画的整備を行う地区。

※ 先行開発区域約30ha 677戸の予定

○第3区域（約117ha）

新名神高速道路のインパクトを活用するなどして主として施設誘致を図る地区。

(10) 供用開始時期

平成19年度から平成27年度

○第1区域（平成19年7月1日から住居表示開始）

・森町中地区

丁目数 3

街区数 97

面積 50.5ha

人口 944人（平成23年3月末）

世帯数 287世帯（平成23年3月末）

・森町北地区

丁目数 2

街区数 36

面積 58.4ha

人口 131人（平成23年3月末）

世帯数 43世帯（平成23年3月末）

○第2区域（今回審議事項…資料3）

・森町東地区

面積 62.1ha（内開発面積 約30ha）

計画人口 約2,000人

計画戸数 約677戸（現在工事中）

(11) その他

・とどろみの森学園

平成20年4月1日 止々呂美小・中学校を森町に移転し、施設一体型の
小中一貫校として新たに開校。

・みすず学園森町こども園

平成23年4月1日 幼保一体型の認定こども園をとどろみの森学園敷
地内に開園。

3 森町東地区の丁目の区域（丁目割、丁目境界線）について

《これまでの答申と今回の審議事項》

「水と緑の健康都市」区域については、平成18年7月11日付けの「水と緑の健康都市」区域の住居表示についての諮問に対し、箕面市住居表示審議会が5回開催され、当該区域の住居表示について検討、審議の末、平成18年12月5日に答申をいただきました。

その内容としましては、

- ・ 町の区域について、「5分割」とする。
- ・ 町名について「森町中」、「森町北」、「森町東」、「森町西」、「森町南」とし、
- ・ 平成19年度にまちびらきが予定されている「森町中」について、丁目割りを1～3丁目に、「森町北」については、丁目割りを1・2丁目とする。

というものです。

また、残る「森町東」、「森町西」、「森町南」の3町の丁目割りにについては、開発時期に合わせて順次審議・決定することとされました。

その後、「森町東」地域の一部において、大規模民間地権者による開発工事が実施されたことにより、「森町東」地区の丁目割りについて、平成21年7月27日に諮問をさせていただき（資料4）、本日、当該地区における丁目割検討案（資料2、資料3）を提示させていただくものです。

なお、当該地区の供用開始時期につきましては、平成24年3月の予定です。

